

参考人：今井 一

意見陳述の要旨

[1] 公務員等、教育者の地位利用による国民投票運動を容認してはならないと考える。

[2] しかしながら、その禁止規定を憲法改正手続法の中に盛り込むことについては、賛成しかねる。

[3] では、こうした悪しき行いを、いかにして制御し取り締まるのか。それは、日本国民の良識の力、日本社会の民主主義力をもって対処するのが基本だと考える。

[4] その論拠として、『衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団報告書』（平成18年10月）の中で紹介された、保岡興治議員とデンマークのクリステンセン判事とのやりとりなどを紹介したい。

懇談における確認事項

[1] 諸外国において、与党案の第103条、第104条、第105条に明記されている禁止規定及び第109条に明記されている罰則規定を、国民投票のルール(法規定)の中に設けている国があるか否かを伺いたい。

もし、そういった国がなかったり稀有であるとするなら、なぜわが国にこうしたルール(法規定)を設けようとされているのかを伺いたい。